

鈴鹿市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第8号

鈴鹿市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
鈴鹿市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成26年鈴鹿市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6号様式（表）中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。